

奈良県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第三十三号

奈良県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年十二月奈良県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第七項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。